

住居表示についてのお知らせ

神在東三丁目（12番から16番）、志摩井田原南、
志摩稲留東、志摩稲葉、志摩初一丁目から三丁目、
志摩ひかりが丘、志摩師吉一丁目から八丁目

令和7年11月1日(土)に住居表示を実施し、住所をわかりやすくします。

この冊子では、住居表示について、住民の皆様に知っておいていただきたいことや、実施日**令和7年11月1日(土)**以降にさせていただく手続きをお知らせします。

また、市ホームページにも制度の説明や住所の新旧対照表などの資料を掲載しています。右の二次元コードから、または、「糸島市 令和7年度 住居表示」で検索ください。



糸島市市民課

も く じ

1. 新しい住所の決め方	1
2. 新しい住所の表し方	2
3. 不動産（土地）と本籍地の表し方	2
4. 郵便番号	2
5. 実施に伴う住所変更手続き	3
5-1.手続きが不要なもの	3
5-2.手続きが必要なもの（主なもの）	3
5-3.各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの	6
6. 手続きに関するお問い合わせ先	6
7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。	7
8. 無料はがきを配布します。	7
9. よくあるご質問	8
質問：元の住所と新しい住所を調べたいときは？	8
質問：変更となる地番を調べたいときは？	8
質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？	8
質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？	8
質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変わりますか？	8
質問：住居表示板はなぜつけるのですか？	8
質問：住居表示板が剥がれたときは？	8

付録

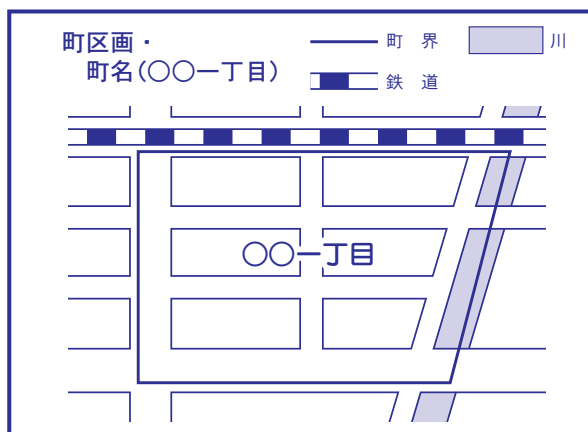
不動産登記申請書 記載例① 本人が申請する場合	9
不動産登記申請書 記載例①の解説及び注意事項など	10
不動産登記申請書 記載例② 代理人に委任する場合	11
不動産登記申請書 記載例②の解説及び注意事項など	12
不動産登記申請 委任状の記載例	13
住居表示新町界・新町名及び街区割図	14

1. 新しい住所の決め方

新しい住所「□□○丁目○○番○○号」は、次のように決めています。

(1) 町の決め方 (□□○丁目)

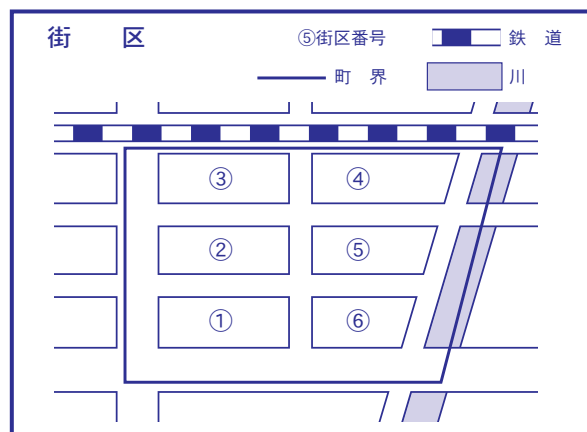
一定の大きさで新しい町を置きます。
道路、鉄道、河川などわかりやすいもので町の境を決めています。



(2) 街区の決め方 (○○番)

町の中の、道や水路などで区切った建物のまとまりを街区と呼びます。

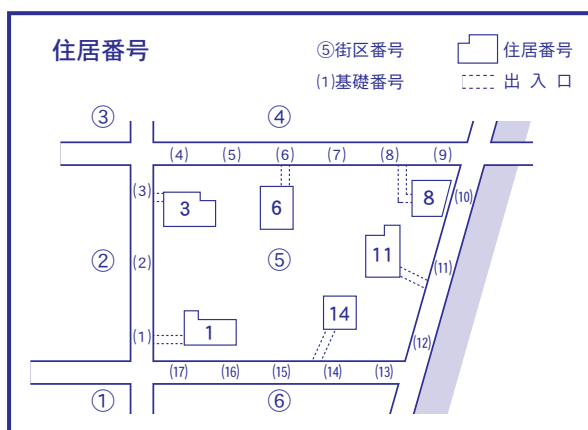
街区には、数字で街区符号をつけています。



(3) 建物の番号の付け方 (○○号)

街区の周囲に、一定の距離ごとに区切って順番に基礎番号 (数字) を付けます。

出入り口にあたる基礎番号をもとに、建物に住居番号を付けています。



※ 住居表示板などを貼り付けます。

建物の入り口に「町名表示板」「住居番号表示板」を貼り付け、街区の角には「街区表示板」「補助板 (街区案内図)」を貼り付けます。これにより、目的地が探しやすくなります。

●町名表示板

志摩初
三丁目

●街区表示板

糸島市
志摩初
三丁目
○

●住居番号表示板

○-○

2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。住所の表示が変わる世帯と事業所には、実施日より前に「住居表示変更通知書 兼 住居表示変更証明書」をお送りします。

例) 可也小学校	今までの住所	糸島市	志摩初	1 9 8 番地 1
			(町名)	(土地の地番)
	新しい住所	糸島市	志摩初三丁目	○番 ○号
			(町名)	(街区符号) (住居番号)

集合住宅では、3階以上のものか、2階以下のものかによって、表し方が異なります。建物ごとに住居番号があるため、建物名は住民記録上記載しないことになります。

例) 3階以上ある集合住宅	糸島市	志摩初三丁目	○番	○ - ○○○号
		(町名)	(街区符号)	(住居番号) (部屋番号)
2階以下の集合住宅	糸島市	志摩初三丁目	○番	○号 (○○)
		(町名)	(街区符号)	(住居番号) (部屋番号)

3. 不動産（土地）と本籍地の表し方

不動産の土地の表示は、引き続き「町名+地番」で表します。

土地の表示)	今までの表示	糸島市	志摩初	1 9 8 番 1
	新しい表示	糸島市	志摩初三丁目	1 9 8 番 1
			(町名)	(地番)

本籍の表示は、法令の定めにより、「町名+地番」で表します。住所とは表示が異なるので、ご注意ください。本籍が変更になる方には、戸籍の筆頭生存者に、「本籍変更のお知らせ」を送付します。ただし、本籍が現在存在しない地番にあるときは、本籍は変わりません。

なお、住所の表し方に近い表記にしたいときは、転籍の届出をすることで、街区符号を用いた本籍に転籍できます。転籍をすると、戸籍が新たに作られるため、相続手続などを行うときに、必要となる戸籍の数や、交付手数料が増えますので、ご注意ください。

本籍の表示)	今までの表示	糸島市	志摩初	1 9 8 番地 1
	新しい表示	糸島市	志摩初三丁目	1 9 8 番地 1
			(町名)	(地番)
	街区符号を用いた表記	糸島市	志摩初三丁目	○番
			(町名)	(街区符号)

4. 郵便番号

神在東（三丁目）…〒819-1120、志摩井田原南…〒819-1307

志摩稲留東…〒819-1317、志摩稲葉…〒819-1315

志摩初（一丁目から三丁目）…〒819-1312、志摩ひかりが丘…〒819-1316

志摩師吉（一丁目から八丁目）…〒819-1314

5. 実施に伴う住所変更手続き

手続きが不要なもの、住居表示実施後に手続きが必要なものがあります。

5-1. 手続きが不要なもの

次の記録や証書は、住所変更手続きの必要はありません。急ぎ住所修正が必要な場合や、実施日以降も旧住所で郵便が届く場合は各自お問い合わせください。

○市が管理する名簿類…自動で新住所に書き換えます。

- ・住民票、印鑑登録、戸籍
- ・選挙人名簿
- ・市内小中学校の学齢簿
- ・水道料金・下水道使用料
- ・125cc以下の原動機付自転車の所有者住所
- ・畜犬登録

○市が発行する証書類…そのまま使用できます。新住所の表記を希望する場合は、発行元で再発行できます。

- ・国民健康保険被保険者資格確認書、後期高齢者医療被保険者資格確認書
- ・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ・児童扶養手当証書
- ・重度障がい者医療証
- ・子ども医療証、ひとり親家庭等医療証
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・自立支援医療受給者証

○国民年金・厚生年金

○実施区域内の不動産に係る**不動産登記簿の表題部**（その不動産がどこにあるかの記載）所有者の住所が変わる場合は手続きが必要です。（→P 5）

○郵便…当面の間、旧住所の表記でも郵便局が読み替えて配達します。知人や親戚、取引先などへの新住所のお知らせには、無料はがき（→P 7）をご利用ください。

○NHK

○九州電力

5-2. 手続きが必要なもの（主なもの）

住所変更手続きは、マイナンバーカードや、運転免許証など、本人確認書類となるものを優先して行うことをおすすめします。証明書が必要なときは、「**住居表示設定通知書兼住居表示変更証明書**」を使用してください。証明書が不足したときは、市役所証明発行窓口で「**住居表示変更証明書**」を発行しています（→P 7）。

【マイナンバーカード】

マイナンバーカードに新しい住所を記載する手続き（券面変更手続き）が必要です。住民の負担が少なくなるよう、右記の日程で糸島市交流プラザ志摩館に券面変更手続き専用の特設会場を設けて券面変更手続きを受け付けます。混雑を避けるため、下記のとおり日程の割り振りをしていますので、可能な限りその日程に会場へお越しください。

用意するもの

☐マイナンバーカード

☐カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号、英数字6桁以上のパスワード

※同じ世帯の方の分の手続きも、暗証番号がわかれば受け付けます。

日程	新住所	会場	
1 1 月 4 日 (火)	志摩井田原南	糸島市交流プラザ志摩館 受付時間 9：00から12：00まで 13：30から16：45まで	都合が合わない人は、ほかの日程でも手続きできます。
1 1 月 5 日 (水)	志摩稲留東		
1 1 月 6 日 (木)	志摩稲葉		
1 1 月 7 日 (金)	志摩初一丁目		
1 1 月 1 0 日 (月)	志摩初二丁目		
1 1 月 1 1 日 (火)	志摩初三丁目		
1 1 月 1 2 日 (水)	志摩ひかりが丘		
1 1 月 1 3 日 (木)	志摩師吉一丁目		
1 1 月 1 4 日 (金)	志摩師吉二丁目		
1 1 月 1 7 日 (月)	志摩師吉三丁目		
1 1 月 1 8 日 (火)	志摩師吉四丁目		
1 1 月 1 9 日 (水)	志摩師吉五丁目		
1 1 月 2 0 日 (木)	志摩師吉六丁目		
1 1 月 2 1 日 (金)	志摩師吉七丁目		
1 1 月 2 5 日 (火)	志摩師吉八丁目		
1 1 月 2 6 日 (水)	神在東三丁目	糸島市役所	
1 1 月 2 7 日以降は、お住まいの町にかかわらず、糸島市役所で受け付けます。			

【運転免許証】

運転免許証は、券面に記載されている住所のほか、本籍の情報が内部データに保存されています。本籍が変更になった戸籍の筆頭者には、実施日以降に、本籍変更のお知らせをお送りします。(→P7)

住所だけが変更になった人	☐ 運転免許証 ☐ 住居表示変更証明書※	最寄りの警察署や、自動車運転免許試験場でお手続きください。
住所と本籍の両方が変更になった人	☐ 運転免許証 ☐ 住居表示変更証明書※ ☐ 本籍変更証明書	
本籍が変更された戸籍の構成員で、今回の実施区域外に住んでいる人	☐ 運転免許証 ☐ 本籍変更証明書	

※事前に送付した「住居表示設定通知書兼住居表示変更証明書」も使うことができます。

【不動産登記：登記名義人住所】

所有者など、登記名義人の住所は、自動では書き換わりません。郵送で変更登記を行うことができます。変更登記申請書の記載例は、このパンフレット9・11Pに掲載しています。なお、住居表示に係る変更登記手数料（登録免許税）は、かかりません。

用意するもの

- ☐ 変更登記申請書…法務局ホームページからダウンロードできます。
右の二次元コードまたは、「法務局 住居表示 変更登記 様式」で検索ください。印刷したものは、市役所、交流プラザ志摩館、可也コミュニティセンターで配布しています。
- ☐ 住居表示変更証明書（送付した「住居表示設定通知書兼住居表示変更証明書」も使えます。）
- ☐ レターパックプラス（赤色）など、追跡ができる返信用封筒で返信先を記入したもの…登記完了後、法務局から登記完了証が郵送されます。



送付先（糸島市や、福岡市早良区、城南区、西区に所在する不動産の変更登記）

〒814-8524 福岡市早良区祖原14番15号

福岡法務局西新出張所 不動産登記担当

※封筒の表面に、「R7 糸島市住居表示に係る不動産変更登記申請書在中」と赤字でお書きください。

上記以外に所在する不動産変更登記は、所管の法務局にお送りください。

【そのほか、手続きが必要な公的書類の例】

種別	手続き先、必要なもの（□）、備考（※）	
在留カード、 特別永住者証明書	市民課 4 番窓口 □在留カード、特別永住者証明書	
車検証（普通自動車） 軽自動車届出済証 （125ccを超える二輪車）	九州運輸局福岡運輸支局 □車検証・軽自動車届出済証 □住居表示変更証明書	※または、お近くの車検業者におたずねください。 （事務手数料がかかります）
車検証（軽自動車）	軽自動車検査協会福岡主管事務所 □車検証 □住居表示変更証明書	
法人登記 ・本店の所在地 ・役員などの住所	法人所在地の管轄法務局 糸島市は福岡法務局本局 □変更登記申請書 （法務局ホームページからダウンロードできます） □住居表示変更証明書 □法人印 ※実施日から 2 週間以内 の登記が法律で定められています。	

住居表示実施に伴う住所変更手続きでは、手数料・登録免許税が免除されます。ただし、司法書士などに依頼する場合は、手数料がかかります。

家族や知人などに手続きを依頼するときは、委任状が必要です。

5.3. 各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの

民間事業者では、インターネット上や、スマホアプリ、郵送で住所変更ができるものもあります。各自でご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

本人確認書類の提示が必要なときは、5-2で案内した、券面変更済のマイナンバーカードや運転免許証をお使いください。証明書が必要なときは、「住居表示設定通知書兼住居表示変更証明書」をお使いいただくか、市民課窓口発行する住居表示変更証明書をお使いください。

主なもの

- ・企業年金、個人年金、自動車保険、生命保険、銀行、信用金庫などの金融機関
- ・電気、電話、ガス、インターネットなどインフラ…九州電力、NHKは手続き不要です。
- ・通信販売業者、ネット通販
- ・許認可、登録、届出
- ・勤務先、通学先…市内小中学校の学齢簿は市が変更しますので手続きはいりません。
- ・知人、親戚、取引先などへのお知らせには、無料はがきをお使いください。

6. 手続きに関するお問い合わせ先

内容	問い合わせ先
住居表示全般 無料はがき	糸島市役所 市民課（住居表示担当） 〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 電話 092-323-1111（内線1512、1513）FAX 092-323-1149
住居表示変更証明書 本籍変更証明書	糸島市役所市民課 郵送請求担当 〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 電話 092-332-2064 FAX 092-323-1149
マイナンバーカード	市民課 マイナンバー係 〒819-1192糸島市前原西1-1-1 電話 092-323-1111（内線1518、1519、1520）FAX 092-323-1149
運転免許証	糸島警察署 〒819-1116 糸島市前原中央1-6-1 電話 092-323-0110
不動産登記	不動産所在地の管轄法務局 糸島市管轄は 福岡法務局西新出張所 〒814-8524 福岡市早良区祖原14-15 登記手続案内予約電話番号 092-831-4114
在留カード 特別永住者証明書	市民課市民係 〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 電話 092-323-1111（内線1511、1513）FAX 092-323-1149
戸籍に関すること	市民課戸籍係 〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 電話 092-323-1111（内線1515、1516、1517）FAX 092-323-1149
そのほか市の公簿や 証書に関すること	糸島市役所 〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 代表 092-323-1111

内容	問い合わせ先
車検証 軽自動車届出済証	九州運輸局福岡運輸支局 登録部門 〒813-8577 福岡市東区千早3-10-40 電話 050-5540-2078 F A X 092-673-1197
車検証（軽自動車）	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 〒813-0019 福岡市東区みなと香椎4-3-37 コールセンター 050-3816-1750 F A X 092-410-1903
法人登記	法人所在地の管轄法務局
	糸島市管轄は 福岡法務局法人登記部門 〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 登記手続案内 予約電話番号 092-721-9306

7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。

実施前に、住所が変わることになる世帯や事業所等に「住居表示変更通知書兼住居表示変更証明書」を送付します。

実施日以降に、本籍が変更になった戸籍の筆頭生存者にあてて「本籍変更のお知らせ」と、「本籍変更証明書」を送付します。

証明書が不足するときは、住居表示に伴う住所・本籍の変更を証明するものとして、「住居表示変更証明書」「本籍変更証明書」を市役所で無料交付します。

実施日から1か月間は、交付窓口が大変混雑します。12月以降も引き続き交付しますので、必要な時に取得してください。

8. 無料はがきを配布します。

このパンフレットとあわせて、各世帯、事業所に知人・親戚・取引先などへの新住所のお知らせに使える無料はがき（事務通信はがき）を配布しています。

このはがきと封筒の作製や送付にかかる費用は、前原郵便局が負担しています。

- ・無料はがきは、金融機関や公的機関での住所変更手続きには使えません。
- ・無料はがきに、メッセージを添えることはできません。
- ・同封している封筒にまとめて入れて、ポストに投函してください。前原郵便局で仕分けし、送り先に届けます。

9. よくあるご質問

質問：元の住所と新しい住所を調べたいときは？

元の住所と新しい住所を調べたいときは、『住居表示新旧・旧新対照表』で調べることができます。市ホームページ、市図書館、糸島市役所で閲覧できます。

質問：変更となる地番を調べたいときは？

変更となる地番を調べたいときは、『地番調書』で調べることができます。市ホームページ、市図書館、糸島市役所で閲覧できます。地番調書に掲載されていない地番は、分合筆などにより存在していない地番か、実施区域外の地番です。

質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？

住居表示によって公簿や公的書類の住所変更手続きを行うときは、公的機関が徴収する手数料を無料とすることが法律で定められています。ただし、手続きを行政書士などの代書人や、業者に委任したときは、委任者への報酬・手数料がかかります。

質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？

住居表示実施後も、当面の間、旧住所で書かれた郵便物も郵便局が新住所に読み替えて配達します。知人や取引先などへは、無料はがきなどを使って、新住所をお知らせください。カーナビゲーションシステムや、住宅地図、インターネット上の地図サービスへの反映には、時間がかかることが見込まれます。

質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変わりますか？

今回の住居表示では、行政区や校区は変わりません。

質問：住居表示板はなぜつけるのですか？

住居表示は、それぞれの建物が探しやすくなるように設定しているものです。それぞれの建物に住居表示板を貼り付けることで、郵便物や宅配物がより早く正確に届き、緊急車両の迅速な到着など、行政サービスや民間業者、訪問者の役に立ちます。住居表示板の貼り付けにご協力ください。

質問：住居表示板が剥がれたときは？

住居表示板が剥がれたとき、塀や壁の修繕などで住居表示板を剥がしたときは、市民課市民係にご連絡ください。新しい住居表示板を貼り付けます。建て替えや新築をしたときは、建築物の新築等の届出をすることで、市が住居番号を設定します。

＜不動産登記申請書 記載例① 本人が申請する場合＞

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 ○○番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和7年11月1日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 **系島市志摩初三丁目〇番〇号** (注3)

申 請 人 糸島市志摩初三丁目〇番〇号
 糸 島 一 郎 印 (注4)
 連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (注5)

添付書類
住居表示変更証明書（注6）

令和 年 月 日申請（注7） **福岡** 法 務 局（又は地方法務局）~~西新~~ 支局（又は出張所）

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注8）

不動産の表示（注9）

不動産番号 1234567890123 (注10)

所在 系島市志摩初三丁目

地 番 198番1

地 目 宅 地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所 在 系島市志摩初三丁目198番地1

家屋番号 198番1

種 類 居 宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

<不動産登記申請書 記載例①の解説及び注意事項など>

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するの^ふかを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（〇〇番）のみを記載します。
- (注2) 「令和7年11月1日住居表示実施」と記載します。
- (注3) 住居表示実施後（変更後）の住所を記載します。（変更証明のとおり記載）
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載して印鑑を押してください（認印可）。
- (注5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号でも差し支えありません。）を記載します。
- (注6) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示変更証明書（市民課で無料交付）を添付します。
- (注7) 法務局へ提出する日を記載します。
- (注8) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を記載例のように記載してください。
- (注9) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注10) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

*注意事項

- 1 丁目については、一、二、三、四、五で表示すること。（例）二丁目
- 2 鉛筆以外の黒色で記入してください。
- 3 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。
- 4 登記申請書には、登記原因証明情報（住居表示変更証明書）を添付してください。
- 5 「住居表示変更証明書」は、別の用紙にのり付けして申請書に添付してください。
- 6 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している印鑑をご持参ください。

【問い合わせ・手続先】

福岡法務局西新出張所 電話：092-831-4114（糸島市以外は所轄法務局）

※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。

＜不動産登記申請書 記載例② 代理人に委任する場合＞

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 ○○番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和7年11月1日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 糸島市志摩初三丁目〇番〇号 (注3)

申請人 糸島市志摩初三丁目〇番〇号
糸 島 一 郎 (注4)

添付書類
住居表示変更証明書（注5） 代理権証明情報（注6）

令和 年 月 日申請（注7） **福岡** 法 務 局 ~~（又は地方法務局）~~ **西新** 支局 ~~（又は出張所）~~

代 理 人 糸島市前原西一丁目1番1号
糸 島 花 子 印 (注8)
連絡先の電話番号 092-323-1111 (注9)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注10）

不動産の表示（注11）

不動産番号 1234567890123 (注1 2)

所在 系島市志摩初三丁目

地 番 198番1

地 目 宅 地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所 在 系島市志摩初三丁目198番地1

家屋番号 198番1

種 類 居 宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

<不動産登記申請書 記載例②の解説及び注意事項など>

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するの^ふかを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（〇〇番）のみを記載します。
- (注2) 「令和7年11月1日住居表示実施」と記載します。
- (注3) 住居表示実施後（変更後）の住所を記載します。（変更証明のとおり記載）
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載してください。
- (注5) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示変更証明書（市民課で無料交付）を添付します。
- (注6) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、次ページのとおりです。
- (注7) 法務局へ提出する日を記載します。
- (注8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号でも差し支えありません。）を記載します。
- (注10) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を記載例のように記載してください。
- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

*注意事項

- 1 丁目については、一、二、三、四、五で表示すること。（例）二丁目
- 2 鉛筆以外の黒色で記入してください。
- 3 申請書が複数枚にわたる場合は、代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。
- 4 登記申請書には、①登記原因証明情報（住居表示変更証明書）②本人申請以外の時は、委任状等代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 5 「住居表示変更証明書」は、別の用紙にのり付けして申請書に添付してください。
- 6 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している印鑑をご持参ください。

【問い合わせ・手続先】

福岡法務局西新出張所 電話：092-831-4114（糸島市以外は所轄法務局）

※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。

<不動産登記申請 委任状の記載例>

委 任 状

私は、**糸島市前原西一丁目1番1号 糸島花子** に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇月〇日

糸島市志摩初三丁目〇番〇号

糸 島 一 郎 印

記

登 記 の 目 的 **〇〇番所有権登記名義人住所変更**

原 因 令和**7**年**11**月**1**日住居表示実施

変更後の事項 住所 **糸島市志摩初三丁目〇番〇号**

不動産の表示

所	在	糸島市志摩初三丁目
地	番	198番1
種	類	宅 地
地	積	123・45平方メートル

所	在	糸島市志摩初三丁目198番地1
家屋番号		198番1
種	類	居 宅
構	造	木造かわらぶき2階建
床	面	積
		1階 43・00平方メートル
		2階 38・62平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

住居表示新町界・新町名及び街区割図

